資料3

議題３　土地の寄附申し出があった場合の取り扱いについて（西尾市提出）

市名	回答 (1)住民から土地の寄附申し出があった場合の取り扱いについて
名古屋市	事業利用の可能性が高い土地については関係各局に照会をかけ、利用希望があれば、寄附受け入れをしている。ただし、寄附者から用途の指定がなく、その土地が容易に売却処分（現金化）できる見込みがあるときは、財政局で受納している。
豊橋市	有効利用の出来ない土地について、お断りしている。
岡崎市	行政として必要な土地についてのみ寄附の受付けをしております。 関係課へ確認をした上で、寄附を受けるかどうかの回答をしております。 明確な基準はありません。
一宮市	当市でも、寄附の受入れについて、明確な基準や事務の進め方は決めていない。 寄附の申し出があった場合は、土地の近辺に公共施設などがあり、利用できる可能性が高い土地に関してのみ、関係部所に確認の上で、寄附の受入れをしている。
瀬戸市	原則は寄附を断っている。既に一部道路など、利用可能性が高い土地については所管部署を案内している。
半田市	寄附申し出の土地が市にとって有益である場合のみ、寄附の受付をしています。 財政課以外の課に関係がありそうな土地であれば、そちらの課に確認をしています。 要綱等はありません。
春日井市	要綱等、明確な基準は定めていない。寄附の申し出があった場合、該当地近辺にある公共施設の管理担当課に確認の上、寄附採納の可否を判断している。また、採納を可とする判断に至らない土地は、現金に換え寄附していただくようお願いしている。
豊川市	事業用地として取得予定のないものは断っている。
津島市	貴市と同様で明確な基準や要綱等はありません。関係各課へ照会をかけてから住民へ返答しています。
碧南市	碧南市では、市有財産利活用推進会議規程を定めており、その中で市有財産の利活用を総合的かつ戦略的に推進するため、碧南市市有財産利活用推進会議を置き、土地全般等について審議することとしている。ただし、明確な基準などはなく、会議で審議した結果、市としてメリットがある場合のみ、寄付申し出を受けている。
刈谷市	当市も明確な基準や事務の進め方はありません。 基本的には財務課で申出を受け、関係課へ確認をしております。 なお、道路に関する土地については、土木管理課で寄附の受付をしております。
豊田市	寄附の基本的な考え方は次のとおりです。 ①負担付きの寄附でないこと。 ②所有権以外の権利が設定されていないこと。 ③建物付の土地でないこと。 ④境界が明確になっていること。 ⑤豊田市内の土地であること。 ⑥寄附後に不相当な維持管理費用、手間がかからないこと。 ⑦使用目的が指定されている土地であっても、名義貸しとならないこと。 ⑧死亡を条件とした寄附は確実な実行を担保するため、必要な措置をとること。
安城市	本市も明確な基準や事務の手順書等はなく、貴市と同様の対応をしています。
西尾市	寄附申し出の土地近辺に公共施設などがあり、利用できる可能性が高い土地に関してのみ、関係課に確認の上で、寄附の受付をしている。 要綱等の規定なし。
蒲郡市	「蒲郡市土地寄附受納取扱要綱」に基づき対応します。
犬山市	経済的効果を発揮するような土地で寄附の話がくることが無いため、維持管理費用の増加等を懸念し、基本的にはお断りする姿勢である。念のため地図等で場所を確認し、付近に公共施設等があればその所管課に案内をしている。 なお、当市においては土地の寄附申出があった場合の窓口が明確化されている訳ではなく、たまたま多くの普通財産を所管している経営改善課に話がくることが多いが、「普通財産として」寄附を受けることは原則的に無い。 要綱等は無い。
常滑市	原則断っている。
江南市	特にありません
小牧市	行政財産とする目的が前提のため、申し出があった際は関係各課に希望有無を確認のうえ判断します。明確な判断基準は特に定めていません。
稲沢市	明確な基準や事務取扱要領がなく、公共用地として利活用できるか関係課と調整の上、寄付受理の有無を判断している。道水路については、道水路内民地解消目的を主として用地管理課が寄付の受付事務を行っており、毎年寄付受理の実績がある。
新城市	公共的に利用可能であるかを判断するため、２週間程度、全庁的に照会している。利用希望がある場合は、その部署と申出者とで手続きをする流れとなっている。
東海市	関係課に確認しています。 （道路については寄付受納基準あり） 普通財産で寄付を受け付けることはありません。

資料3

議題３　土地の寄附申し出があった場合の取り扱いについて（西尾市提出）

市名	回答 (1)住民から土地の寄附申し出があった場合の取り扱いについて
大　府　市	土地区画整理に伴う集会所用地以外は原則土地建物寄付はもらわない。 ※大府市においても市民から土地を寄付したいとの申し出は増加している。申し出があった場合、現地を確認し、市での利活用可能な場合は、意見書を添えて庁内会議である土地利用対策会議等で方針を決定する.。
知　多　市	市で利用する予定の無い土地の寄附は受けていません。 寄附の申し出があった場合にはその旨を説明し、それでも寄附を希望される場合は、職員で土地の現況を調査後、各課に利用希望を照会し、利用希望が無い場合には、寄附をお断りしています。
知　立　市	土地の寄附申し出があった場合、各課に照会し、利用できる可能性が高く、各課からほしい旨の要望があった土地のみ寄附の受付をしています。明確な基準や事務の進め方などはありません。
尾 張 旭 市	尾張旭市公有財産管理規則に基づき、案件ごとに、各所管課で受納している。なお、受納の可否は案件によって判断している。
高　浜　市	当市においても住民から土地の寄附の申し出があるが、付近に公共施設があったり、道路の拡幅予定があるなど、公共施設として利用できる可能性が高い土地については受け付けているが、明確な基準や要綱等はない。寄附の申し出を受けた場合は関係各所に照会をかけている。
岩　倉　市	土地の寄附の申し出に関しては明確な基準はないが、公共としての利用の見込みがあるかという点について協議を行い、寄附を受けるか判断している。
豊　明　市	当市でも利用できる土地に限り寄附を受けることとしていますが、明確な規則等はありません。
日　進　市	関係課に照会をし、寄附の受付をしている。要綱等はありません。
田　原　市	関係課に確認のうえ、活用の見込みがある土地に限り、寄附を受ける。 要綱等の規定なし
愛　西　市	利用できる可能性が高い土地に関しては、各関係課に確認・調整した上で、寄附の受付をしている
清　須　市	不動産の寄附を受け入れる際の判断基準として、①行政活用価値又は換価価値が見込まれるもの　②将来に紛争や苦情が発生する恐れがないもの　③将来に多額の維持管理費を要す恐れがないもの　④売名又は宣伝行為若しくは寄附者の受益となる行為ではないこと　⑤寄附の目的が土地の維持管理を市に負担させることではないこと　⑥市が管理することが不適当でないものとしている。
北名古屋市	本市では住民からの寄附を受けた実績はありませんが、申し出があった場合は利用できる関係課に確認の上、事務処理を進めていきます。特に要綱等の定めはありません。
弥　富　市	内部で協議し、必要であれば寄付を受け付け、不要であればお断りをしている。
み よ し 市	関係課に確認の上、寄付の受付をしている。「みよし市公有財産の寄付受納要綱」「みよし市公有財産の寄付受納基準」
あ　ま　市	基準はありませんが、公有財産としての利用価値を勘案し受け入れの可否を判断しています。
長 久 手 市	本市においても、西尾市様同様、近隣に公共施設があり活用の可能性がある場合のみ寄附を受けることとしています。 要綱等はありません。